

(案)

委 託 契 約 書

新潟市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、下記の業務について次のとおり契約を締結する。

- | | |
|-----------|---|
| 1 委託業務の名称 | 船委第 1 号
新潟市船見下水処理場維持管理業務委託 |
| 2 委託業務の内容 | 別紙仕様書のとおり |
| 3 履行場所 | 新潟市中央区船見町 1 丁目 3850 番地 2（船見下水処理場） |
| 4 履行期間 | 令和 8 年 9 月 1 日 から 令和 12 年 3 月 31 日 まで（43 ヶ月） |
| 5 契約金額 | 月額（複数年）
金 <u> </u> 円
（うち消費税及び地方消費税の額 <u> </u> 円）
※各月の支払いについては別表のとおりとする |
| 6 契約保証金 | |
| 7 特約条項 | なし |
| 8 その他 | 別紙仕様書のとおり |

この契約を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1
新潟市
代表者 新潟市長 中原 八一 印

乙

別表
各年各月の支払額

【金額：円】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
4月	—	()	()	()
5月	—	()	()	()
6月	—	()	()	()
7月	—	()	()	()
8月	—	()	()	()
9月	()	()	()	()
10月	()	()	()	()
11月	()	()	()	()
12月	()	()	()	()
1月	()	()	()	()
2月	()	()	()	()
3月	()	()	()	()
計	()	()	()	()
	() は、うち消費税及び地方消費税を示す			

ただし、年度総額を各年度の契約月数で除して出た1円未満の金額は、3月に支払うものとする。

業務委託契約条項

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙が委託された業務内容を履行するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 4 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 5 この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称を問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項各号の金員は、契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第34条第3号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付すことを免除する。
- 5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、第三者に対し、業務の全部を一括して、又は主たる部分を再委託してはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定により業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の内容を記載した書面を甲に提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により履行着手後に再委託を行う場合にあっては、速やかに再委託の内容を記載した書面を提出し、甲の承諾を得るものとする。

3 乙は、前項の規定により再委託をするときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対して一切の責任を負うものとする。

(履行の監督)

第6条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、業務の実施状況について随時立会いその他の方法により監督し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(一般的損害)

第7条 業務の実施に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

(履行届書の提出)

第9条 乙は、業務を完了したときは速やかに業務の成果に関する報告書（以下「履行届書」という。）を甲に提出しなければならない。

(検査)

第10条 甲は、履行届書を受領したときは、業務の成果について、その日から起算して10日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、その翌日（その翌日が休日であるときは順延した日）を末日とする。

2 甲は、前項の検査に不合格となった業務の成果について、業務の再履行又は委託料の減額を求めるこ

とができる。この場合においては、第16条の規定を準用する。

- 3 乙は、前項により業務の再履行の請求があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを履行しなければならない。この場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。
- 4 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査に要する費用は全て乙の負担とする。

（引渡し）

- 第11条 業務の成果が物の引渡しを伴うものである場合、乙は、成果品を履行場所に納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
- 2 成果品の検査については、前条の規定を準用する。
 - 3 甲は、成果品が前項の検査（第6項の検査をしたときは、同項の検査。以下これらを「検査」という。）に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。
 - 4 成果品の所有権は、前項の引渡しを受けた時に、乙から甲に移転するものとする。
 - 5 甲は、検査に不合格となった成果品について、成果品の修補、代替物の納入、不足分の納入又は委託料の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第16条の規定を準用する。
 - 6 乙は、前項の成果品の修補、代替物の納入又は不足分の納入をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第2項の定めるところによるものとし、その後の手続については、第3項から前項までの規定を準用する。

（不合格品の引取り）

- 第12条 乙は、検査の結果、不合格とされた成果品については、甲が指定した期間内に、自己の負担により、履行場所から搬出しなければならない。
- 2 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、乙の負担により、同項の成果品を返送し、又は処分することができる。この場合において、甲は、同項の成果品の滅失、損傷等について責めを負わないものとする。

（委託料の支払）

- 第13条 乙は、検査に合格したときは、書面をもって当該委託料の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該委託料を支払わなければならない。
 - 3 甲が第1項の規定による請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲は、その事由を明示して、その請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるものであるときにあつては、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた請求書を受理した日までの期間は、第2項の期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるときにあつては、請求があったものとししないものとする。
 - 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

（履行期限の延長）

- 第14条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。
 - 3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第15条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務の履行ができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数(検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。)に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に業務の一部を履行しているときは、その部分に相当する委託料の額を契約金額から控除した額を契約金額として計算した額とする。単価契約の場合、契約金額は「契約単価に予定数量を乗じた額」とする。

3 第1項の違約金は、委託料の支払時に控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(契約不適合責任)

第16条 業務の成果が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき(以下「契約不適合」という。)は、甲は、乙に対し、期間を指定して、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。

2 乙が前項の規定による業務の再履行に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に業務を履行させることができる。

3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。

4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が履行届書の提出の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。

6 第1項及び第2項の請求は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(契約の変更)

第17条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額、履行期間その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

(甲の解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(1) 履行期限までにこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。

(3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約の締結又は履行について、不正があったとき。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他この契約の相手方として必要な資格を失ったとき。

(3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。

(4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。

(5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入っ

たとき。

- (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - (7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき、又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。
- 3 甲は、前2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 4 乙は、第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（長期継続契約における契約の変更又は解除）

- 第18条の2 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第19条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
 - ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
 - ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
 - エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - (3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為
 - カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為
 - キ その他アからカに準ずる行為
- 2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

- (1) 前項第1号から第3号の確約に反したことが判明した場合
- (2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
- (3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合
- 3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。
- 4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(談合その他不正行為による解除)

第20条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により当該処分の取消しの訴えが提起された場合を除く。)
 - (2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(解除に伴う措置)

第21条 乙は、甲が第18条第1項若しくは第2項又は第20条の規定により契約を解除した場合、業務の履行の前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第22条 乙は、この契約に関して第20条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この契約が終了した後も同様とする。

- (1) 第20条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。
 - (2) 第20条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第23条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲にこの契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

2 甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(危険負担)

第24条 成果品の引渡し前に生じた成果品の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

2 第10条の検査に合格する前（成果品の引渡しを伴う場合は、第11条の引渡しの前）に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって業務が履行できなくなったときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、委託料の支払を拒むことができる。

(費用の負担)

第25条 この契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第26条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることという。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(疑義の決定)

第27条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(長期継続契約における契約の変更又は解除)

第28条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

2 乙が前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けた場合の費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

船見下水処理場維持管理業務委託

仕 様 書

令和 8 年 7 月

新潟市下水道部下水道管理センター

目 次

第1章 総 則	3
1. 目的	3
2. 業務対象施設	3
3. 履行期間	3
4. 業務の履行	3
5. 関係法令の遵守	3
6. 勤務体制	3
7. 業務の内容	3
8. 業務の心得	3
9. 従業員の資格等	4
10. 臨機の措置	4
11. 労務及び安全管理	4
12. 委託者への協力	5
13. 業務の引継ぎ	5
14. 引継ぎ事項	5
15. 業務実施計画書等	6
16. 書類報告書及び帳簿等	8
17. 業務記録等の整理	8
18. 完成図書等の貸与	8
第2章 業務要領	9
19. 業務体制	9
20. 設備の運転管理	9
21. 保守点検・整備	9
22. 火災の未然防止	10
23. 警備及び盗難防止等	10
24. 施設環境の整備	10
第3章 その他	10
25. 経費の負担区分	10
26. 事務所・物品等の貸与	11
27. 業務従事者の服装, 態度等	11
28. 責任分担	11
29. 業務従事者の資質向上	11

30.	雑測	11
31.	疑義等	12
32.	業務評価	12
第4章	委託内容明細書	13
33.	中央監視業務（水処理，汚泥処理）	13
34.	水処理施設関係	13
35.	雨水ポンプ設備関係	15
36.	自家発電設備関係	15
37.	汚泥処理施設関係	15
38.	電気設備保守点検業務	18
39.	設備保全業務	19
40.	その他	19
別表	責任分担表	20
別紙1	施設・設備概要	21
別紙2	関係法令	23
別紙3	計装設備保守点検業務仕様書	24
別紙4	高架水槽清掃及び点検業務仕様書	27
別紙5	消防設備保守点検業務仕様書	28
別紙6	調達品	30
別表7	物品購入管理表	31

第1章 総 則

1. 目的

この仕様書は、新潟市（以下「市」という。）が発注する新潟市船見下水処理場の維持管理業務委託に関し、受託者による処理施設の適正かつ円滑な稼動が行われることを目的とする。

2. 業務対象施設

この契約の業務対象施設は、次のとおりとする。なお、施設諸元等は別紙1のとおりとする。

(1) 所在地： 新潟市中央区船見町1丁目3850番地2

(2) 施設名称： 船見下水処理場

3. 履行期間

(1) 履行期間は、令和8年9月1日から令和12年3月31日までをいう。

(2) 業務準備期間は、契約締結日から業務開始の前日までをいう。

4. 業務の履行

受託者は、本業務の公共的使命が重大であることを念頭におき、当該施設の機能が十分に発揮できるよう、契約書、仕様書、その他関係書類等に基づき、誠実かつ安全確実に業務を履行すること。

5. 関係法令の遵守

受託者は、業務の履行にあたっては、別紙2の関係法令を遵守しなければならない。

6. 勤務体制

中央監視室における監視業務は、2名以上で24時間行うことを原則とする。

7. 業務の内容

委託する業務の内容は、「第4章 委託内容明細書」のとおりとする。

8. 業務の心得

受託者は、施設の保全及び作業員の安全を図り、大雨・地震・停電等の非常時における迅速な対応を心掛け、また処理施設の維持管理に必要な経費等の節約に努め、下水処理場の機能を十分に達成できるよう各施設及び機器を理解し、業務を履行しなければならない。

9. 従業員の資格等

(1) 従業員について業務内容を勘案し、下記の資格を有する者を適切に配置すること。

ア 下水道法施行令第15条の3に記載する資格条件を有する者

イ 電気主任技術者（第3種以上）

ウ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

エ 玉掛技能講習修了者又は玉掛業務の特別教育の修了者

オ アーク溶接特別教育修了者

カ クレーン・デリック免許（クレーン限定）以上

キ その他業務履行上必要とする法令等で定められた資格者等

ただし、上記資格については兼務を認める。

(2) 総括責任者は、下水道法施行令第15条の3に記載する資格要件を有し、かつ10年以上電気または機械に関する実務経験を有する者、または市がこれに相当するものと認めた者とする。

10. 臨機の措置

(1) 受託者は、大雨・地震・停電・その他重大事故(施設の損壊，設備の重大な損壊，不時の停電，異常流入水，水質の悪化及び機器異常)等の緊急事態に備え，総括もしくは同等の能力のあるもの及び緊急度等に応じた必要人員が1時間以内に非常呼び出しに応じられる体制にしておかなければならない。なお，非常招集等の詳細は業務実施計画書に記載するものとする。

(2) 受託者は，重大な故障または状態の変化が発生したときは，速やかに市の職員に連絡を取り，その指示に従って必要な処置を取らなければならない。

(3) 受託者は，業務中に事故が発生したときは，直ちに，必要な措置を講じるとともに事故の発生原因，被害状況，経過及び講じた措置などについて，逐次，市に文書により速やかに報告をしなければならない。

(4) 上記業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のため生じた経費は受託者が負担するものとする。ただし，その損害の理由が市，または，第3者の責に帰する場合においては，この限りではない。

(5) 受託者は，新潟市地域防災計画に基づき自主的に処理場施設の点検を行い，その結果を市に連絡しなければならない。また，市の復旧活動に協力し正常運転の確保に努めること。

11. 労務及び安全管理

(1) 受託者は，本業務は公共的使命が重大であることを念頭におき，労務管理を十分に行い，従業員の労務管理の一切の責任を負うものとする。

- (2) 受託者は、従業員に対し、常に労働安全の指導と向上を図り、事故の防止に努めなければならない。また、従業員の保健衛生面の管理も十分にしなければならない。
- (3) 受託者は、労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、作業の実施にあたり守らなければならない安全に関する事項を定めるとともに、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生の防止に努めなければならない。
- (4) 受託者は、業務履行にあたり、電気、薬品類、毒性ガス、酸素欠乏、可燃性ガス等に対し必要な安全対策を行うとともに、適切な作業方法の選択及び適切な従業員の配置を行い、危険防止に努めなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行場所及びその付近で行われる他の委託、修繕又は工事がある場合には常に協力して安全管理に支障がないように措置を講じなければならない。
- (6) 受託者は、業務の履行にあたり安全上の障害が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに速やかに市に報告を行い、追加措置について協議しなければならない。

1 2. 委託者等への協力

市が実施する修繕、工事、委託、調査、施設見学等について、受託者は協力しなければならない。

1 3. 業務の引継ぎ

- (1) 落札業者は委託開始日から円滑な維持管理が可能となるように、事前に施設の維持管理方法等を把握しておくこと。
- (2) 受託者は、業務開始に先立って業務に関する留意事項を記載した引継文書を作成し、履行期間中、常に備えておくものとする。
- (3) 契約の終了により受託者に変更が生じる場合は、本業務の継続的かつ確実な履行を確保するため、現受託者から新受託者へ業務の引継ぎを行うものとする。この場合、現受託者は、新受託者の業務遂行に支障をきたさないよう、引継文書の引継ぎとともに新受託者への技術指導を行い、業務引継ぎに協力すること。なお、業務の引継ぎに要する費用は新受託者の負担とする。

1 4. 引継ぎ事項

- (1) 受託者は委託期間を通じて、対象施設固有の運転管理、点検上の留意点を把握できる引継ぎ書を作成しなければならない。以下の項目に沿って記載すること。

主要機器の仕様について

ア 機器運転パラメーターとその一般的な設定値

イ 機器の運転に使用するユーティリティ、燃料等のデータ実績値

ウ 主要機器の補修履歴

エ 設備全体としての劣化状況

- オ 頻繁に起こる故障とそれに対する対処法
- カ 運転マニュアル
- キ 各施設設備の留意すべき特性や固有の状況
- ク 定常時及び非常時の調節器及び各設備の設定状況
- ケ 特有の運転方法，運転上特別な操作及び運転方法
- コ その他の留意事項

15. 業務実施計画書等

- (1) 契約締結後14日以内に初年度（業務準備期間を含む）の業務実施計画書を市に提出すること。また，2年度目以降については，当該年度の業務開始日の10日前までに提出すること。
- (2) 提出は，印刷物及びCD-R／RW（電子データの形式はPDFまたはドキュワークス）とする。
- (3) 印刷物は，日本工業規格A4版又はA3版用紙で作成し，A4サイズのファイルにて作成すること。
- (4) 業務実施計画書に記載する事項及び内容は次の各号のとおり。

ア 業務実施方針

- ① 下水道施設の重要性に鑑み，その目的を達成するための業務における業務実施の基本方針及びその概要等について，業務に対する姿勢及び実現性が把握できるように記載すること。
- ② 現受託者からの業務引継ぎにおける習得目標や効果の確認など，確実かつ円滑に業務を引継ぐための実施方針について記載すること。

イ 組織体制及び人員配置計画

- ① 総括責任者選任届
- ② 法定資格者選任届
- ③ 従事者名簿
- ④ 運転管理業務を遂行するうえで必要な組織及び体制について，その系統及び分担等が明確に把握できるように具体的に資格者の配置も含めて記載すること。
- ⑤ 再委託する場合はその体制について記載すること。
- ⑥ 業務開始に先立って実施する業務準備期間の人員体制，人員配置，引継ぎ方法について具体的に記載すること。
- ⑦ 業務完了時の引継ぎ体制，方法について記載すること。

ウ 安全衛生管理体制

- ① 事故，災害等を未然に防止し，安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準，安全衛生に関する計画及び組織体制について記載すること。
- ② 見学者，外部侵入者対策について記載すること。

エ 運転操作・監視業務実施計画

水処理・汚泥処理施設の運転操作・監視業務についての体制，人員配置を含めた実施計画について記載すること。

オ 保守点検業務実施計画

水処理・汚泥処理施設を安定的に維持していくための保守点検について，設備点検の内容・点検頻度・点検要領について具体的に記載すること。

カ 施設管理業務実施計画

施設管理の業務毎に対して実施時期，実施方法を具体的に記載すること。

キ 省エネルギー等への対応

- ① 船見下水処理場の省エネ運転方針を記載すること。
- ② 温室効果ガス削減方針について記載すること。

ク 環境計測業務実施計画

業務体制及び水質管理計画などの実施方法等について具体的に記載すること。

ケ 環境対策

施設の管理方法について，周辺環境等への配慮という観点から留意点を整理し，具体的な対処方法等について記載すること。

コ 物品等の管理業務実施計画

施設の運営を行うために必要な電力・薬品・燃料・水道・通信・消耗品，部品の効率的な管理方法及び年間を通じての使用計画等を記載すること。

サ コスト縮減の対策

本委託業務におけるコスト構成の分析を行い，コスト縮減（薬品使用量，燃料使用量，電気使用量，その他）について記載すること。

シ 有資格者

有資格者リスト及びその配置状況を記載することとし，資格が確認できる資料（資格者証の写し及び経歴書等）を添付すること。

ス 緊急事態への対応

大雨，台風，地震，重大事故(施設の損壊，設備の重大な損壊，不時の停電，異常流入水，水質の悪化及び機器異常)等の緊急事態における対応の考え方，体制及び対応マニュアルについて記載すること。なお，非常招集による体制の確保は原則として1時間以内とする。

セ その他の書類

受託者は，前各号に掲げるもののほか，次の書類を作成し添付すること。

- ① 年間作業予定表
- ② 火元責任者
- ③ 故障発生時連絡フロー
- ④ 事故発生時連絡フロー

⑤ 苦情受付時連絡フロー

⑥ その他業務履行上必要な書類

- (5) 受託者は、契約書・仕様書や、業務実施方針、人員体制、安全管理体制等を記載した業務実施計画書（配置計画、業務提案等をさらに強化充実することは差し支えない。）を作成し、市の承諾を受けなければならない。また、業務実施計画書を変更するときも、同様とする。
- (6) 受託者は、業務実施計画書に記載した事項に基づき、業務を履行するものとする。
- (7) 受託者は、業務実施計画書とは別に次の各号の書類を作成し市に提出すること。なお、提出した書類に変更を生じたときは、速やかに変更届を提出しなければならない。
 - ア 法定資格者の選任届又は変更届の写し
 - イ 他必要な届

16. 書類報告書及び帳簿等

- (1) 受託者は、本業務の実施に伴い業務日誌、毎月及び年間の業務報告書を作成し、帳票を含めて市に提出するものとする。
- (2) 報告書は、原則として電子データで作成し、提出はCD-R/RW及び印刷物とする。
(使用アプリケーション：Microsoft 社製の Word, Excel)
- (3) 受託者は、毎月及び年間の業務報告書の提出にあたっては、市が指定する完了届とともに提出すること。
- (4) 業務内容を明らかにするため必要な書類及び様式は別途協議して定めるものとする。
- (5) 毎月の業務報告書、業務日誌等については、翌月の5日（休日等の場合は、その翌日）までに提出すること。
- (6) 年間の業務報告書については、翌年度の4月5日（休日等の場合は、その翌日）までに提出すること。ただし、契約終了年度の業務報告書については、業務終了月の翌月の5日（休日の場合は、その翌日）までに提出すること。
- (7) 月間業務予定表については、当月分を前月の25日までに提出すること。
- (8) その他市が求める事項に関する報告書は、その都度速やかに提出すること。

17. 業務記録等の整理

- (1) 受託者は、業務記録などの業務の履行又は確認に必要な書類を整理し、市が提示、提出を求めた場合は速やかに対応しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の履行に関して、市と協議等を行った場合は、その都度内容を議事録として整理し、市に提出するものとする。

18. 完成図書等の貸与

- (1) 受託者が業務上必要とする設計図書、完成図書等は、市が貸与する。

- (2) 受託者は、貸与品について台帳等を作成し、その保管状況を把握し、毀損、盗難、紛失等があった場合には受託者が弁償しなければならない。
- (3) 受託者は、完成図書の管理を行う。なお、内容に修正等が必要な場合は協議の上、変更を行うものとする。

第2章 業務要領

19. 業務体制

- (1) 受託者は、業務実施計画書に基づき業務を確実に遂行するための体制をとること。
- (2) 受託者は、事故が生じた場合にも、適切且つ迅速な対応ができる体制を確保しなければならない。

20. 設備の運転管理

- (1) 受託者は、完成図書、取扱説明書等に定める運転方法及び業務実施計画書に基づき、総括責任者の指揮のもとに運転操作監視を適正に行わなければならない。この場合、運転操作監視とは、監視室における監視、操作、記録及び現場操作作業、各設備計器値の記録及び管理日報等の作成をいう。
- (2) 受託者は、気象情報及び河川情報を注視し、速やかな運転体制確立に反映させなければならない。
- (3) 受託者は、大規模な運転の停止及び再運転をするときは市と協議しなければならない。
- (4) 受託者は、設備又は機器等に異常を発見したときは、市に報告書を提出するとともに、原因を調査し適切に対処しなければならない。（報告を怠った場合は、受託者の責とする。）
- (5) 受託者は、運転管理データを恒常的に整理し、市の求めがあった場合は速やかに提出しなければならない。

21. 保守点検・整備

- (1) 受託者は、事故等を未然に防止するとともに、機器の機能維持及び延命化を図るため、日常及び定期的に保守点検・整備を行わなければならない。
- (2) 受託者は、点検整備により発見した不良箇所、又は事故、故障の発生個所のうち備え付け工具、支給材料等を用いて現場で補修可能なものについては、補修内容を市と協議したうえで補修すること。ただし、緊急を要する場合は、応急処置を行うと共に市に報告すること。
- (3) 保守点検・整備は、機器の調整、給油、消耗品の交換、清掃及び小塗装等、機器が正常に稼働するための分解点検、整備作業とする。
- (4) 機器および設備等は、常に清潔であるように心がけ、清掃を行う。
- (5) 受託者は、設備又は機器等に異常を発見したときは、市に報告書を提出するとともに、

原因を調査し適切に対処しなければならない。（報告を怠った場合は、受託者の責とする。）

（６）受託者は、上記業務を合理的に行い、機器台帳を作成し経過を記録するものとする。

２２．火災の未然防止

受託者は、施設及び諸室の火災の発生を未然に防止するため、火気使用箇所に火元責任者を選び、火気の正確な取扱及び後始末を徹底させ、火災の防止に努めなければならない。

２３．警備及び盗難防止等

受託者は、設備への危害、物品等の盗難防止をするため、十分な監視、警備により関係者以外の第三者等の進入防止をはからなければならない。

２４．施設環境の整備

（１）受託者は、当該施設を衛生的に維持し、最適な作業環境を確保すること。

（２）高所にて作業に従事する場合は、必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。

（３）不要物の放置がないよう整理に努めること。

（４）構内の除草、樹木の管理及び、構内・屋内の清掃を適時行い、部外者及び市より指摘を受けることがないようにすること。

第３章 その他

２５．経費の負担区分

（１）業務に要する光熱水費等は、市の負担とする。

（２）業務に要する事務費（ＰＣ・電話・コピー機等を含む。）、調達品（別紙６）、作業服等は、受託者の負担とする。

（３）施設の運転、保守点検、修繕、補修塗装、水質管理、その他業務の実施に必要な物品等は下記表に示す物品購入下限額を超えるよう受託者が負担するものとする。受託者は物品購入にあたり、別紙７を用いて市に購入許可を得ると共に、記録すること。（物品等とは、備消耗品費、材料費等に該当する品費で、主なものを以下に示す。）

活性炭、電気・機械設備用消耗品・交換部品（ダイヤフラム、潤滑油脂類、各フィルター類、リレー、マグネット、アイソレータなど）、雑品類（ボルト、パッキンなど）、工具（特殊工具含む）、各種材料（電線・電線管類、配管材料、鋼材など）、補修用塗料類、理化学器具類（水質測定等試験機器含む）、分析用薬品など

	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 １０年度	令和 １１年度
物品購入 下限額（円）	700,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000

26. 事務所・物品等の貸与

- (1) 受託者は、業務履行上必要とする物品等のうち市が受託者に貸与することを承諾したものについては、受託者は使用することができるものとする。
- (2) 受託者は、業務履行上必要な事務室、連絡用車両及び従業員通勤用車両の駐車場用地（市の指定する駐車場用地）等について市の許可を受けて使用することができるものとする。
- (3) 受託者は、市が貸与した事務室等・物品等について台帳を作成し、その保管状況を常に把握しておかなければならない。
- (4) 貸与している物品及び施設等について、使用期間中の管理責任は受託者とする。また、受託者の責めに帰する事由により、それらの物品及び施設等を破損、盗難、紛失等が生じた場合は、受託者が弁償するものとする。
- (5) 受託者は、市が貸与した事務室等・物品等を業務外の使用に供してはならない。
- (6) 事務室等の使用に伴う光熱水費の負担については必要としないが、節水節電に十分配慮し、省エネに努めること。

27. 業務従事者の服装、態度等

受託者は、業務従事者に安全かつ清潔で統一した服装をさせ胸には名札をつけ、態度等についても部外者及び市より指摘を受けることがないようにしなければならない。

28. 責任分担

本業務における市及び受託者の責任分担は、別表 責任分担表のとおりとする。

29. 業務従事者の資質向上

受託者は、業務の質的向上を図るため、各種研修を行うなど業務従事者の資質・技術向上に努めなければならない。

30. 雑測

- (1) 本仕様書に明記されていない事項であっても、維持管理上当然必要な業務等は良識ある判断に基づいて行わなければならない。
- (2) 運転等に係る資料の提出を要求した場合は、速やかに応じなければならない。
- (3) 契約期間満了又は契約書に定めるところにより契約解除がなされる場合、受託者が業務の遂行上設置又は搬入した装置及び備品については、市が指示する期間内に受託者の責任で撤去し、受託前の原状に復帰するものとする。

3 1. 疑義等

この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の解釈については，市，受託者協議の上定めるものとする。

3 2. 業務評価

契約終了後，この契約に関しての業務評価をいたします。

第4章 委託内容明細書

3.3. 中央監視業務（水処理，汚泥処理）

（1）各処理施設等の適切な運転管理及び運転操作・調整等（以下の業務を含む。）。

- ◆ 流入水量・沈砂池水位・ポンプ井水位・天候等から判断し，污水・雨水の各ポンプを運転する。
- ◆ 大雨及び災害時等の污水・雨水各ポンプの適切な運転と各ゲート開度調整。
- ◆ 停電時における各設備の適切な運転（自家発自動起動により負荷制限運転。）。
- ◆ その他維持管理上必要な業務。

（2）計器類の記録，記録データ用紙等の収集・管理及び記録紙，表示灯等の交換，保守点検，補修等。

3.4. 水処理施設関係

（1）沈砂池設備及び付随機器の運転操作，保守点検，補修，清掃等（以下の業務を含む。）。

- ◆ 沈砂池の水抜き操作及び内部点検。
- ◆ 沈砂池の沈砂堆積量測定。
- ◆ 除塵機設備各機器の保守点検，補修，清掃。
- ◆ スクリーンに噛み込んだ異物の除去。
- ◆ し渣ホッパー機械点検，潤滑油給油，清掃等。
- ◆ 搬出コンベア保守点検，清掃等。
- ◆ し渣ホッパー消臭剤散布。
- ◆ し渣搬出時のホッパー操作及び立会い。
- ◆ し渣ホッパー受け皿の清掃。
- ◆ その他維持管理上必要な業務。

（2）污水ポンプ設備及び付随機器の運転操作，保守点検，補修，清掃等（以下の業務を含む。）。

- ◆ 污水ポンプの振動測定，ブラシ長さ測定（1回/月）。
- ◆ 污水ポンプ用冷却水の確認及び冷却水配管の補修。
- ◆ その他維持管理上必要な業務。

（3）最初沈殿池・汚泥ポンプ・汚泥掻寄機及び付随機器の運転操作，保守点検，補修，清掃等（以下の業務を含む。）。

- ◆ 沈殿池の水抜き操作・池清掃及び内部点検。
- ◆ 汚泥掻寄機の保守点検，調整，補修，清掃，フライト板及びシュー交換。
- ◆ 駆動チェーンの保守点検，調整，補修，清掃，張替。
- ◆ 初沈汚泥引抜ポンプ保守点検，調整，補修，清掃。

- ◆ 各汚泥ポンプの振動測定（1回/月）。
- ◆ 各汚泥ポンプの駆動ベルト交換及びテンション調整。
- ◆ その他維持管理上必要な業務。

（４）曝気槽・送風機及び付随機器の運転操作，保守点検，補修，清掃等（以下の業務を含む。）。

- ◆ 送風機の風量調整。
- ◆ 送風機の振動測定，ブラシ長さ測定（1回/月）。
- ◆ 散気管の保守点検，調整，補修，清掃。
- ◆ 水質計器のセンサー部清掃及び校正又は交換。
- ◆ 消泡水配管の補修。
- ◆ その他維持管理上必要な業務。

（５）最終沈殿池（越流トラフを含む）・汚泥ポンプ・汚泥掻寄機及び付随機器の運転操作，保守点検，補修，清掃等。（以下の業務を含む。）。

- ◆ 沈殿池の水抜き操作・池清掃及び内部点検。
- ◆ 汚泥掻寄機の保守点検，調整，補修，清掃，フライト板及びシュー交換。
- ◆ 駆動チェーンの保守点検，調整，補修，清掃，張替。
- ◆ 終沈汚泥引抜ポンプ保守点検，調整，補修，清掃。
- ◆ 各汚泥ポンプの振動測定（1回/月）。
- ◆ 各汚泥ポンプの駆動ベルト交換及びテンション調整。
- ◆ 消泡水ポンプ等のグランドパッキン交換。
- ◆ 消泡水ポンプ及びストレーナ等の保守点検，調整，補修，清掃。
- ◆ その他維持管理上必要な業務。

（１）高速エアレーション沈殿池及び付随機器の運転操作，保守点検，補修，清掃等。（以下の業務を含む。）。

- ◆ 沈殿池の水抜き操作・池清掃及び内部点検。
- ◆ 駆動装置の保守点検，調整，補修，清掃。
- ◆ 汚泥引抜弁保守点検，調整，補修，清掃。
- ◆ 空気管の保守点検，調整，補修，清掃。
- ◆ その他維持管理上必要な業務。

（２）脱臭施設・塩素混和池・薬品注入設備及び付随機器の運転操作，保守点検，補修，清掃等（以下の業務を含む。）。

- ◆ 薬品注入ポンプ用ダイヤフラムの交換。
- ◆ 背圧弁の分解整備，調整及び清掃。
- ◆ 薬品配管の修理。
- ◆ その他維持管理上必要な業務。

（３）下水処理場に付随するゲート設備の運転操作，保守点検，補修，清掃等（以下の業務

を含む。)

- ◆ 各ゲートの開度調整，動作確認。
- ◆ その他維持管理上必要な業務。

3 5．雨水ポンプ設備関係

(1) 沈砂池・除塵機設備及び付随機器の運転操作，保守点検，補修，清掃等（以下の業務を含む。)

- ◆ 沈砂池の水抜き操作及び内部点検。
- ◆ 沈砂池の沈砂堆積量測定。
- ◆ 除塵機設備各機器の保守点検，補修，清掃。
- ◆ スクリーンに飲み込んだ異物の除去。
- ◆ その他維持管理上必要な業務。

(2) 雨水ポンプ設備・重油タンク及び付随機器の運転操作，保守点検，補修，清掃等（以下の業務を含む。)

- ◆ 雨水エンジン排気管等のガスケット交換。
- ◆ 雨水エンジン用冷却水配管の保守点検，補修。
- ◆ 雨水エンジン用温調弁の保守点検。
- ◆ 雨水エンジン始動用コンプレッサーの駆動ベルト交換及びテンション調整。
- ◆ 雨水エンジンのリレーの保守点検，補修。
- ◆ 重油タンク燃料配管，バルブ等の点検，防油堤の水抜き。
- ◆ その他維持管理上必要な業務。

(3) 豪雨時等の運転操作及び除塵機運転。

(4) 豪雨時等に備えるための試運転。

3 6．自家発電設備関係

(1) 停電時の運転操作（負荷制限含む。)

(2) 非常事態発生に備えるための試運転及び自動起動試験。

(3) その他付随機器の運転操作及び日常の保守点検，補修，清掃等。

(4) その他維持管理上必要な業務。

3 7．汚泥処理施設関係

(1) し渣スクリーン及び付随機器の運転操作，保守点検，補修，清掃等（以下の業務を含む。)

- ◆ し渣スクリーン機器点検、洗浄水量確認、潤滑油給油，清掃等。
- ◆ し渣投入函（防臭BOX）、し渣回収袋の取替収集及び清掃。
- ◆ し渣搬入時、し渣回収袋の積込作業及び水処理ホッパー操作及び立会い。

- ◆ その他維持管理上必要な業務。
- (2) 汚泥混合槽及び付随機器（各ポンプ設備等）の運転操作，保守点検，補修，清掃等（以下の業務を含む。）。
- ◆ 汚泥供給ポンプ運転操作，保守点検。
 - ◆ 汚泥攪拌設備の保守点検。
 - ◆ その他維持管理上必要な業務。
- (3) ベルト濃縮機の運転操作，保守点検，補修，清掃等（以下の業務を含む。）。
- ◆ ベルト駆動装置の保守点検，清掃。
 - ◆ ベルト濃縮機凝集装置の保守点検，清掃。
 - ◆ ベルト濃縮機洗浄水ポンプの保守点検，清掃。
 - ◆ ベルト濃縮機ベルト張力及び蛇行の確認，調整。
 - ◆ ベルト濃縮機ローラ回転部センサー保守点検，清掃。
 - ◆ ベルト濃縮機グリス補給。
 - ◆ ベルト濃縮機内部清掃。
 - ◆ ベルト濃縮機接点圧力及び洗浄水量の確認，調整。
 - ◆ ベルト濃縮機ろ液状態の確認。
 - ◆ ベルト濃縮機各バルブ位置確認及び配管弁類漏洩の確認。
 - ◆ その他維持管理上必要な業務。
- (4) ベルト濃縮機の各ポンプ及び付随機器，薬品注入設備の運転操作，保守点検，補修，清掃等（以下の業務を含む。）
- ◆ 濃縮用汚泥供給ポンプの保守点検，清掃。
 - ◆ 濃縮用汚泥供給ポンプの振動，温度測定。
 - ◆ 濃縮用汚泥供給ポンプ各バルブ位置確認及び配管弁類漏洩の確認。
 - ◆ 濃縮機用凝集剤注入ポンプの保守点検，清掃。
 - ◆ 濃縮機用凝集剤注入ポンプの各バルブ位置確認及び配管弁類漏洩の確認。
 - ◆ 濃縮機用凝集剤溶解槽の保守点検，清掃。
 - ◆ 濃縮機用凝集剤溶解槽の各バルブ位置確認及び配管弁類漏洩の確認。
 - ◆ 濃縮機用凝集剤溶解槽の凝集剤充填。
 - ◆ その他維持管理上必要な業務。
- (5) 生物脱臭塔の運転操作，保守点検，補修，清掃等（以下の業務を含む。）。
- ◆ 生物脱臭塔用散水ポンプの保守点検，清掃。
 - ◆ 生物脱臭塔用散水ポンプの各バルブの状態及び配管弁類漏洩の確認。
 - ◆ 生物脱臭塔用散水ポンプストレーナ清掃。
 - ◆ 生物脱臭塔用PH計作動確認及び内部液補充。
 - ◆ 生物脱臭塔用ドレンポット内部確認，清掃。
 - ◆ 生物脱臭塔用マノメータ作動確認。

- ◆ 生物脱臭塔用生物脱臭受水槽の給水弁作動確認及び配管弁類漏洩の確認
- ◆ 生物脱臭塔用ミストセパレータの洗浄装置の確認、清掃
- ◆ 生物脱臭塔用脱臭ファンの保守点検、清掃。
- ◆ その他維持管理上必要な業務。

(6) 活性炭吸着塔の運転操作、保守点検、補修、清掃等（以下の業務を含む。）。

- ◆ 活性炭吸着塔の充填剤量・充填状態の確認。
- ◆ 活性炭吸着塔の漏れ確認、外部清掃。
- ◆ 活性炭吸着塔のマノメータ作動確認。
- ◆ その他維持管理上必要な業務。

(7) 濃縮汚泥受槽の運転操作、保守点検、補修、清掃等（以下の業務を含む。）。

- ◆ 濃縮汚泥受槽の保守点検、清掃。
- ◆ 濃縮汚泥受槽の脱水用汚泥投入弁及び引抜弁の作動及び圧力確認。
- ◆ その他維持管理上必要な業務。

(8) 給水ユニットの運転操作、保守点検、補修、清掃等（以下の業務を含む。）。

- ◆ 処理水給水ポンプの保守点検、清掃。
- ◆ 処理水供給ポンプの給水ストレーナ清掃。
- ◆ 処理水タンクの槽内確認及び清掃。
- ◆ 処理水タンクのストレーナ清掃。
- ◆ 処理水タンクの配管弁類漏洩の確認。
- ◆ 処理水圧力タンクの圧力及び圧力スイッチ動作確認。
- ◆ 処理水圧力タンクの配管弁類漏洩の確認。
- ◆ その他維持管理上必要な業務。

(9) 遠心脱水機の運転操作、保守点検、補修、清掃等（以下の業務を含む。）。

- ◆ 遠心脱水機差速軸受部の保守点検、清掃。
- ◆ 遠心脱水機ケーキ移送設備の保守点検、清掃。
- ◆ 遠心脱水機洗浄水投入弁の保守点検、清掃。
- ◆ 遠心脱水機回転部センサー保守点検、清掃。
- ◆ 遠心脱水機Vベルト張力の確認。
- ◆ 遠心脱水機グリス補給。
- ◆ 遠心脱水機ろ液ポット内清掃。
- ◆ その他維持管理上必要な業務。

(10) 遠心脱水機の各ポンプ及び付随機器、薬品注入設備の運転操作、保守点検、補修、清掃等（以下の業務を含む。）。

- ◆ 移送ポンプの保守点検補修。
- ◆ 薬品注入設備清掃。
- ◆ 薬品溶解槽駆動チェーン油塗布。

- ◆ 薬品給水ラインストレーナ配管点検清掃。
- ◆ 高分子凝集剤コンテナ切り替え。
- ◆ 薬品残量の確認及び補給，配管点検清掃。
- ◆ 脱水ケーキ搬出時ホッパー操作及び立会い，保守点検，補修。
- ◆ マニフェストの発行事務補助
- ◆ コンプレッサーの保守点検，補修。
- ◆ コンベアの保守，点検，清掃。
- ◆ 消泡剤補給。
- ◆ その他維持管理上必要な業務。

3 8．電気設備保守点検業務

(1) 処理場内各電気設備の運転操作，保守点検，補修，室内及び機器の清掃等（以下の業務を含む。）。

- ◆ 各電気設備の断路器・遮断器及びC/C盤等の「入」「切」開閉操作。
- ◆ 各電気計装機器（データーログ等）の起動及び停止操作。
- ◆ その他維持管理上必要な業務。

(2) 電気設備の点検・調整・補修等（以下の業務を含む。）。

- ◆ 各設備の運転機器の調整（省エネ対策・不具合等の改造・工事関係等必要時）。
- ◆ 各設備電気回路の変更及び故障機器（リレー，電動機等）の調査及び取替。
- ◆ 高圧受変電設備の日常巡視・保守点検。
- ◆ 主要設備及び主要機器の電力量測定，データ管理。
- ◆ 電気設備の絶縁抵抗測定・接地抵抗測定。
- ◆ 施設内，照明ランプ，誘導灯ランプ及び電池等の取替。
- ◆ その他維持管理上必要な業務。

39. 設備保全業務

受託者は以下の業務について、市の書面による承諾を得ることで専門知識及び専門資格を有する業者（以下「専門業者」という。）への再委託を可とする。ただし、受託者の自らの責任において専門業者への指導監督等を行うこと。

業務実施スケジュールは次のとおり

○：受託者が実施する業務

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	業務詳細
計装設備保守点検業務	○		○		別紙3 (1回/2年)
高架水槽清掃及び点検業務	○	○	○	○	別紙4 (1回/年)
消防設備点検業務	○	○	○	○	別紙5 (2回/年)

40. その他

- (1) 空調機器、建築物の点検業務を行うこと。
- (2) 場内の保安に十分留意し、巡視・保守点検を随時行うこと。
- (3) 放流渠の巡視・保守点検。(放流渠は、場外扱い)
- (4) 夜間・休日における門・窓・扉の施錠等による防犯業務。
- (5) 構内・屋内の清掃は適時行うこと。
- (6) 構内の除草・樹木の管理など環境整備に努めること。
- (7) 薬品・燃料等の受入れ立会い。
- (8) 各設備の定期オイル交換・定期グリースアップ。
- (9) クレーン等の保守、点検を行うこと。
- (10) 各種データの記録、集計（日報・月報・年報）。
- (11) 機器切替作業（週間・月間等）。
- (12) 管理に必要な汚水及び汚泥等の測定（SV・透視度・水温・汚泥濃度・含水率等）。
- (13) 市が実施する水質分析、汚泥性状分析のためのサンプリング。
- (14) 市が実施する自主防災計画への協力。
- (15) 電話、防災行政無線の受信及び市の職員への連絡。
- (16) 市が実施する見学者等の対応。
- (17) 市民等から要望・苦情等を直接受けた場合の市への連絡及び市からの指示の実施。
- (18) 市の支給する修繕に係る調達部品の取付け等。
- (19) 維持管理に必要な調達品や物品等の調達。(別紙6・別紙7)
- (20) その他維持管理上必要な業務。

別表 責任分担表

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	受託者
経費の上昇	市の責による業務内容・用途の変更等に起因する経費の増大及び契約書に規定する経費	○	
	上記以外の経費の増大		○
税制の変更	一般的な税制変更	○	
修繕等の遅延	市発注の「修繕，第三者委託等」の遅延による委託対象施設の機能不足	○	
	受託者発注の「第三者委託等」の遅延による委託対象施設の機能不足		○
修繕等による施設の損害	市発注の「修繕，第三者委託等」による委託対象施設の損害	○	
	受託者発注の「第三者委託等」による委託対象施設の損害		○
住民対応	行政サービスに係る住民苦情，要望に関するもの	○	
	上記に係る一時的対応及び上記以外のもの		○
環境問題	受託者の責による事故・災害の発生		○
	有機物質の排出・漏洩		○
事故・災害	受託者の責による事故・災害等の発生（再受託者及び関係者以外による事故，施設の破損，場内の不法投棄等含む）		○
	上記以外のもの	○	
不可抗力による損害	契約書第17条（天災による履行不能）	○	
要求事項の達成	契約条件下での要求事項の未達成		○
	不可抗力等による要求事項の未達成	○	
施設の損傷	事故・災害等による施設の損傷（不可抗力によるものを除く）		○
業務実施計画書記載事項の履行	業務実施計画書の不履行		○
契約業務実施に伴う下水道法以外の関係法令に基づくリスク	大気汚染防止法，悪臭防止法，騒音規制法及び条例などに基づく基準などに関する事，上記以外の関係法令に関する事		○
第三者賠償リスク	受託者の責による維持管理上発生する騒音・振動・悪臭等に関する事		○
委託の中止・遅延に関するリスク	受託者の事業放棄，破綻によるもの		○

別紙1 施設・設備概要

1 施設概要

所在地	新潟市中央区船見町1丁目3850番地2
供用開始	昭和42年4月
敷地面積	1.93ha
処理区域	認可412ha 計画466ha
処理人口	認可31,581人 計画29,020人
処理能力	44,960m ³ /日
処理方式	合流式 標準活性汚泥法 (39,000m ³ /日) (最大) 高速エアレーション活性汚泥法 (6,470 m ³ /日) (最大)
放流先	一級河川 信濃川
水質関係	流入水質 (令和6年度実績の平均値) BOD 94mg/l 計画放流水質 BOD 15mg/l以下 その他関係法令基準値による。

2 設備概要

(1) 沈砂池設備

沈砂池	2池	平行流式長方形	巾4.0m×長13.5m
除塵機	2基	間欠式自動除塵機	3.7kw 目巾31mm
し渣処理機	1式	0.3m ³ /時	5.5kw

(2) 標準活性汚泥処理設備 (38,490m³/日)

最初沈澱池	No.1	6池	巾4.0m×長22.0m×深4.0m
	No.2	6池	巾4.0m×長28.0m×深4.0m
曝気槽	4池	鉄筋コンクリート造り	巾8.0m×長47.0m×深6.5m
最終沈澱池	8池	鉄筋コンクリート造り	巾4.0m×長42.0m×深3.5m

(3) 高速エアレーション活性汚泥処理設備 (6,470m³/日)

最初沈澱池	2池	鉄筋コンクリート造り	円形 Φ18.0m×深3.0m
高速エアレーション沈澱池	4池	鉄筋コンクリート造り	円形 Φ14.3m×深4.9m

(4) 汚泥処理設備

汚泥濃縮槽	2池	鉄筋コンクリート造り	円形 Φ9.0m×深3.8m (休止中, 将来撤去予定)
-------	----	------------	---------------------------------

ガスタンク	1基	湿式	700m ³	(休止中, 将来撤去予定)
生物脱臭塔	1基		40m ³ /分	
活性炭吸着塔	1基		40m ³ /分	
ベルト濃縮機	2台		20m ³ /時	
遠心脱水機	3台		15m ³ /時	
加温用ボイラー	1台	横型煙管式	1,050kg/時	(休止中, 将来撤去予定)
重油タンク	1基	加温ボイラー用	10kl	(休止中, 将来撤去予定)
旧汚泥処理棟	1棟	脱水機室・電気室・薬注室・ボイラー室	他	(休止中, 将来撤去予定)
新汚泥処理棟	1棟	脱水機室・脱臭機室・電気室・ポンプ室	他	
その他設備		汚泥スクリーン		
		汚泥洗浄槽・汚泥混合槽		(休止中, 将来撤去予定)
		脱硫塔・余剰ガス燃焼装置		(休止中, 将来撤去予定)

(5) 共通設備

流入渠		Φ2100mm		
放流渠		高1800mm×巾2250mm×長212.25m		
受変電設備	1式	受電電圧: 6600V	2回線受電	契約電力700kw
自家発電設備	1式	ガスタービン6600V	875KVA	
ポンプ設備				
汚水ポンプ		Φ400	1台	20m ³ /分 電動機
		Φ600	1台	50m ³ /分 電動機
		Φ700	1台	65m ³ /分 電動機
雨水ポンプ		Φ900	2台	100m ³ /分 エンジン
		Φ500	2台	30m ³ /分 水中ポンプ
曝気用ブロワー	2基	80m ³ /分		
重油タンク	1基	発電機・雨水ポンプエンジン用	10kl	
塩素混和池	1池	鉄筋コンクリート造り		
		巾2.8m×長36.5m×深3.5m×2水路		
次亜塩素酸ソーダ貯留タンク				
		汚水用	4m ³ ×2基	
		雨水用	3m ³ ×1基	
管理本館	1棟	鉄筋コンクリート造り		
		事務室・水処理中央管理室・電気室・ブロワー室	他	
脱臭施設	1棟	鉄筋コンクリート造り	脱臭設備・制御設備	

※平面図, 概略フローシートは, 図面添付。

別紙2 関係法令

関係法令等一覧表

下水道法
労働安全衛生法
労働基準法
高圧ガス保安法
環境基本法
大気汚染防止法
水質汚濁防止法
悪臭防止法
騒音規制法
振動規制法
消防法
道路交通法
電気事業法
電気設備技術基準
内線規程
電力会社供給規定
電気用品安全法
電気通信事業法
電気工事士法
エネルギーの使用の合理化に関する法律
フロン排出抑制法
その他関係法令及び条例

別紙3 計装設備保守点検業務仕様書

1 業務内容

船見下水処理場に運転管理上必要とされる計装設備の保守点検業務の実施。

2 実施計画

本業務は、原則として2年に1回（10～12月頃）の実施とする。

3 業務の実施

受託者は、本業務の実施にあたり、予め工程表を提出し市の上承を得なければならない。
また、点検等の実施日に変更が生じた場合は、市へ連絡し上承を得ること。

受託者は、本業務の実施に伴い早川堀ポンプ場からの送水を停止する必要がある場合は、予め市の承認を得なければならない。

業務実施にあたり、疑義が生じた場合は市と協議により定める。

4 業務の監督

受託者は専門業者により業務を実施する場合、受託者の責任において指導監督を行わなければならない。

5 点検内容

(1) 現場機器（センサー類）

- ・ 清掃
- ・ 端子台、配線類の点検
- ・ 駆動部の点検
- ・ ランプ表示及び入出力の点検
- ・ ゼロ、スパン測定及び校正
- ・ 消耗部品等の交換

(2) 盤内計器

- ・ 清掃
- ・ 端子台、配線類の点検
- ・ 基盤内部、電源回路の点検
- ・ ランプ表示及び入出力の点検
- ・ 基準電圧、電流発生器により出力の点検及び校正

(3) 中央監視装置点検

- ・ SVS×2台
- ・ HIS, LCD×2台
- ・ プリンター×2台
- ・ RCS×3組
- ・ T3×1台

上記(3)含め、点検機器は、‘7 計装機器点検一覧表’のとおりとする。

6 作業報告

受託者は、点検終了後、速やかに点検報告書を2部提出すること。また、下記の書類を必ず添付すること。

- (1) 点検時に使用した測定器の校正証明書等
- (2) 点検作業状況写真帳

7 計装機器点検一覧表

(1/2)

点検項目	点検機器	台数	点検項目	点検機器	台数
【水処理計装機器】			No. 3, 4 曝気風量		
電源				差圧伝送器	1
	システム電源	2		V/F 変換器	1
ポンプ井水位			No. 1 ブロワ風量制御		
	フロート式水位計	1		差圧伝送器	1
	投込み式水位計	1		M/A 操作器	1
	警報設定器	1	No. 2 ブロワ風量制御		
	ワンループコントローラ	1		差圧伝送器	1
No. 2-1 初沈流入量				M/A 操作器	1
	電磁流量計	1	エアタン温度		
No. 2-2 初沈流入量				RTD/I 変換器	1
	電磁流量計	1	エアタン流出 DO		
No. 1 初沈生汚泥量				浸漬形 DO 計	1
	電磁流量計	1		警報設定器	1
	V/F 変換器	1	エアタン流出 MLSS		
No. 2 初沈生汚泥量				MLSS 計	1
	電磁流量	1		警報設定器	1
	V/F 変換器	1	No. 1 次亜塩素酸ソーダ貯留槽液位		
返送汚泥量				フラジ形レベル伝送器(開放タンク用)	1
	電磁流量計	1		警報設定器	2
	V/F 変換器	1	No. 2 次亜塩素酸ソーダ貯留槽液位		
	ワンループコントローラ	1		フラジ形レベル伝送器(開放タンク用)	1
余剰汚泥量				警報設定器	2
	電磁流量計	1	No. 3 次亜塩素酸ソーダ貯留槽液位		
	V/F 変換器	1		フラジ形レベル伝送器(開放タンク用)	1
処理水量				警報設定器	2
	流量発信器	1	次亜注入量		
	V/F 変換器	1		V/F 変換器	1
	警報設定器	1	次亜塩注入量制御		
No. 1 初沈生汚泥濃度				ワンループコントローラ	1
	マイクロ波汚泥濃度計	1		マニュアルオート操作器	1
	警報設定器	1	次亜塩洗浄等有機塩素濃度		
No. 2 初沈生汚泥濃度				LQ114 OPR 計	1
	マイクロ波汚泥濃度計	1	次亜循環槽 pH		
	警報設定器	1		LQ112 pH 計	1
返送汚泥濃度			苛性ソーダ循環槽 pH		
	超音波濃度計	1		LQ112 pH 計	1
	警報設定器	1	中和槽 pH		
No. 1, 2 曝気風量				LQ112 pH 計	1
	差圧伝送器	1			
	V/F 変換器	1			

(2 / 2)

点検項目	点検機器	台数	点検項目	点検機器	台数
【汚泥処理計装機器】			No. 1 脱水機汚泥供給流量		
電源（汚泥処理）			電磁流量計		1
スイッチング電源	1		V/F 変換器		1
No. 1 水処理混合汚泥受槽液位			No. 2 脱水機汚泥供給流量		
フロッグ形レベル伝送器（開放タンク用）	1		電磁流量計		1
警報設定器	2		V/F 変換器		1
No. 2 水処理混合汚泥受槽液位			No. 3 脱水機汚泥供給流量		
フロッグ形レベル伝送器（開放タンク用）	1		電磁流量計		1
警報設定器	2		V/F 変換器		1
濃縮機汚泥供給濃度			脱水機汚泥供給濃度		
レーザー光式汚泥濃度計	1		レーザー光式汚泥濃度計		1
警報設定器	1		警報設定器		1
No. 1 濃縮機汚泥供給流量					
電磁流量計	1		【監視制御装置】		
V/F 変換器	1		監視制御装置		
No. 2 濃縮機汚泥供給流量			HIS FA3100		2
電磁流量計	1		LCD		2
V/F 変換器	1		SVS FA3100		2
濃縮機凝集剤注入量			シーケンサ RCS3		3
電磁流量計	1		シーケンサ T3		1
V/F 変換器	1		プリンタ		2
No. 1 濃縮汚泥受槽液位					
フロッグ形レベル伝送器（開放タンク用）	1				
警報設定器	2				
No. 2 濃縮汚泥受槽液位					
フロッグ形レベル伝送器（開放タンク用）	1				
警報設定器	2				
No. 1 脱水機凝集剤注入量					
電磁流量計	1				
V/F 変換器	1				
No. 2 脱水機凝集剤注入量					
電磁流量計	1				
V/F 変換器	1				
No. 3 脱水機凝集剤注入量					
電磁流量計	1				
V/F 変換器	1				

別紙4 高架水槽清掃及び点検業務仕様書

1 業務内容

船見下水処理場の受水槽の清掃及び厚生労働省が定める水質検査の実施。

2 実施計画

本業務は、原則として年1回（12月～1月頃）の実施とする。

3 業務実施条件

本業務の作業にあたる業者は、下記の条件を満足する業者であること。

- ・建築物飲料水貯水槽清掃業 新潟県登録事業者

4 当該清掃貯水槽箇所及び数量等

《管理本館》

- | | |
|---------------|------------------------|
| ・受水槽清掃 | 3 m ³ （1 槽） |
| ・高架水槽清掃 | 1 m ³ （1 槽） |
| ・飲料水質検査（採水含む） | 1 式（1 2 項目） |

《汚泥棟》

- | | |
|---------------|------------------------|
| ・高架受水槽清掃 | 5 m ³ （1 槽） |
| ・飲料水質検査（採水含む） | 1 式（1 2 項目） |

-
- | | |
|-------------|-----|
| ・関係行政機関報告代行 | 1 式 |
|-------------|-----|

5 業務の実施

受託者は業務の実施にあたり、施設の維持管理業務に支障の少ない日を選定し、予め工程表を提出し市の上承を得なければならない。

業務実施にあたり、疑義が生じた場合は市と協議により定める。

6 業務の監督

受託者は、専門業者により業務を実施する場合、受託者の責任において指導監督を行わなければならない。

7 業務の報告

受託者は、所定の様式の報告書に加え作業状況等が確認できる写真帳を添付し、水質検査結果と共に市に提出すること。

別紙 5 消防設備保守点検業務仕様書

1 業務内容

船見下水処理場に設置されている消防設備等について、消防法の定めるところにより、設備機器の機能を良好に保持し、異常や故障を防止し、火災発生時に適切に作動させるために有資格者による保守点検を行う。(ここでの有資格者は、消防設備点検業務に従事しており、十分な知識と技術を有する者)

2 業務の実施

(1) 受託者は、本設備の機能保持のため、定期的に技術員を派遣して消防法等で定める点検を行う。(※内容および数量は「5. 対象設備」のとおりとする。)

(2) 点検を行う期日は年2回する。

・機器点検・総合点検 : 6月頃

・機器点検 : 12月頃

受託者は点検設備毎に実施工程を報告し、市の承諾を得るものとする。

(3) 業務実施にあたり、疑義が生じた場合は市と協議により定める。

3 業務の監督

受託者は専門業者により業務を実施する場合、受託者の責任において指導監督を行わなければならない。

4 業務報告

受託者は、点検結果あるいは処置の内容について市に報告するとともに、法令様式に基づいた報告書を設備毎に3部提出すること。

5 対象設備

当該施設における消防設備は以下の通り。

(1) 消 火 器

機 種	数 量	
	管理本館等	新汚泥処理棟
粉末10型	33	11
粉末50型	1	

(2) 誘 導 灯

機 種	数 量	
	管理本館	新汚泥処理棟
誘 導 灯	8	12
配 線	一式	

(3) 自動火災報知設備

機 種	数 量	
	管理本館	新汚泥処理棟
受信機	1	1
副受信機	1	
差動式スポット型感知器	50	13
差動式分布型感知器		4
定温式スポット型感知器	4	48
煙感知器	7	
煙感知器光電式スポット型		16
発信機	3	7
電 鈴	3	7
表 示 灯	3	7
電源装置（常用）	1	1
電源装置（非常用）	1	1

(4) 防火排煙設備

機 種	数 量
	管理本館
連動制御盤	1
煙感知器	2
防火ドア	2
電源装置（常用）	1
電源装置（非常用）	1

別紙6 調達品

区 分	調達品名	数 量
運転管理用消耗品	チャート紙，インクカートリッジ，インクリボン，ロ ガー用紙，乾電池，記録メディア等の消耗品	1 式
掃除用具	ウエス，デッキブラシ・ほうき等の電気を使用しない 掃除用具及び清掃機器・用具の消耗品等	1 式
衛生管理等用品	石鹼，消毒液，トイレットペーパー・洗剤，救急用薬 品等の衛生用品	1 式
安全管理用器具類	ヘルメット・防塵マスク・防塵メガネ・安全ロープ・ 安全標識・その他	1 式

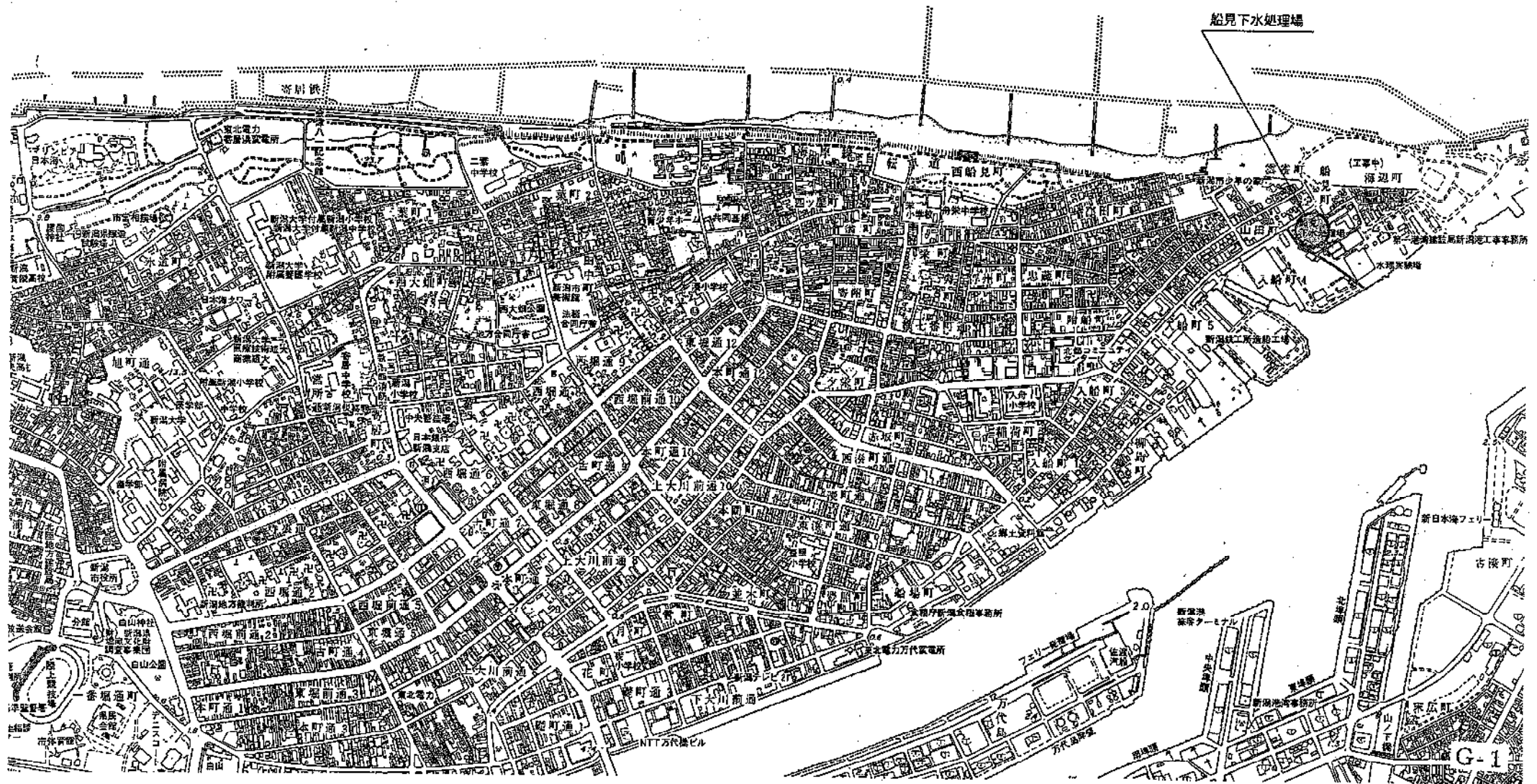
物品購入管理表

令和 年度 船見下水処理場

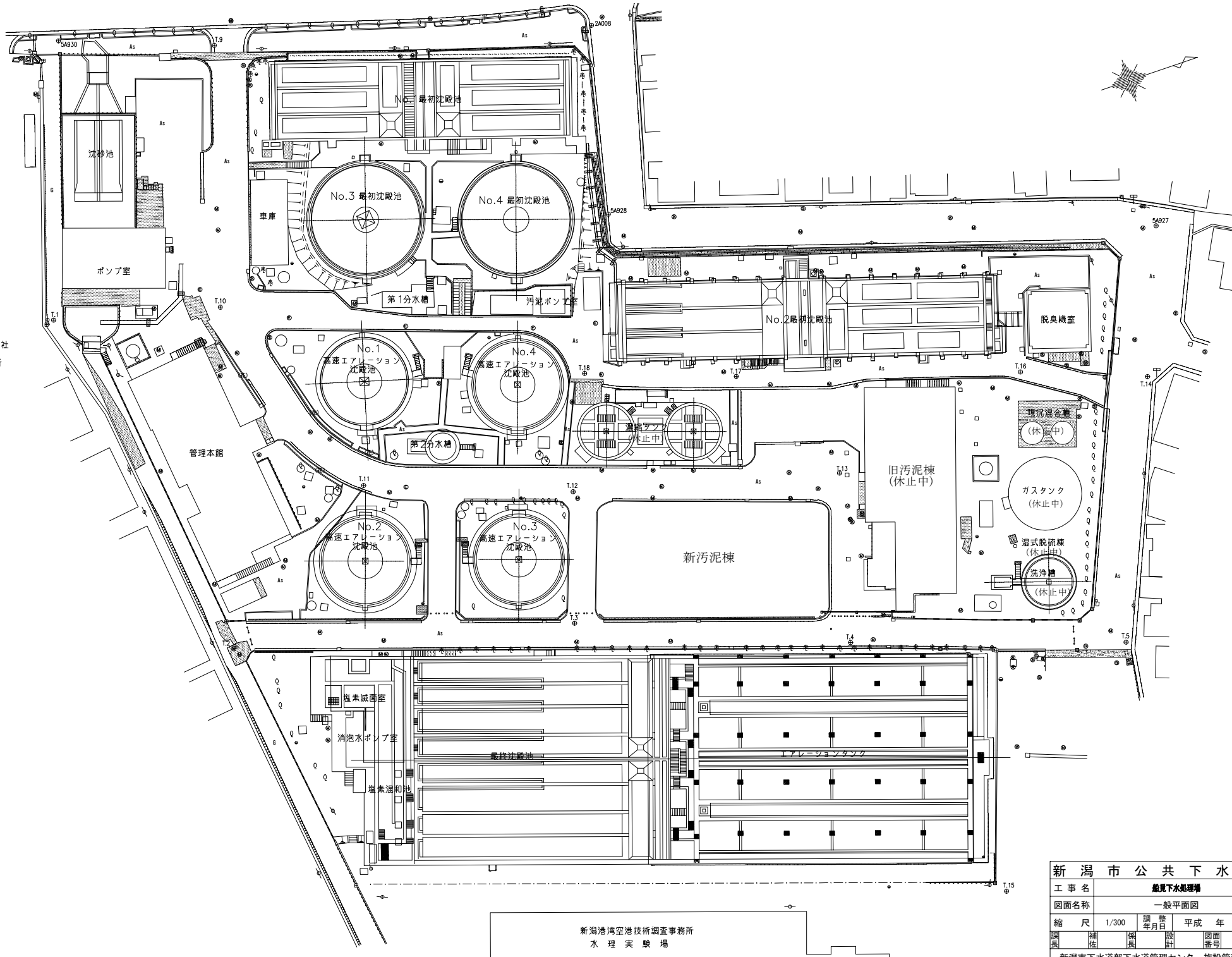
物品購入下限額		円		執行済額		円		残額	円
月日	物品名	数量	単位	単価	金額		購入目的		
				小計					

※物品購入にあたり、市に提出し、購入許可を得ること

位置図 1:10,000



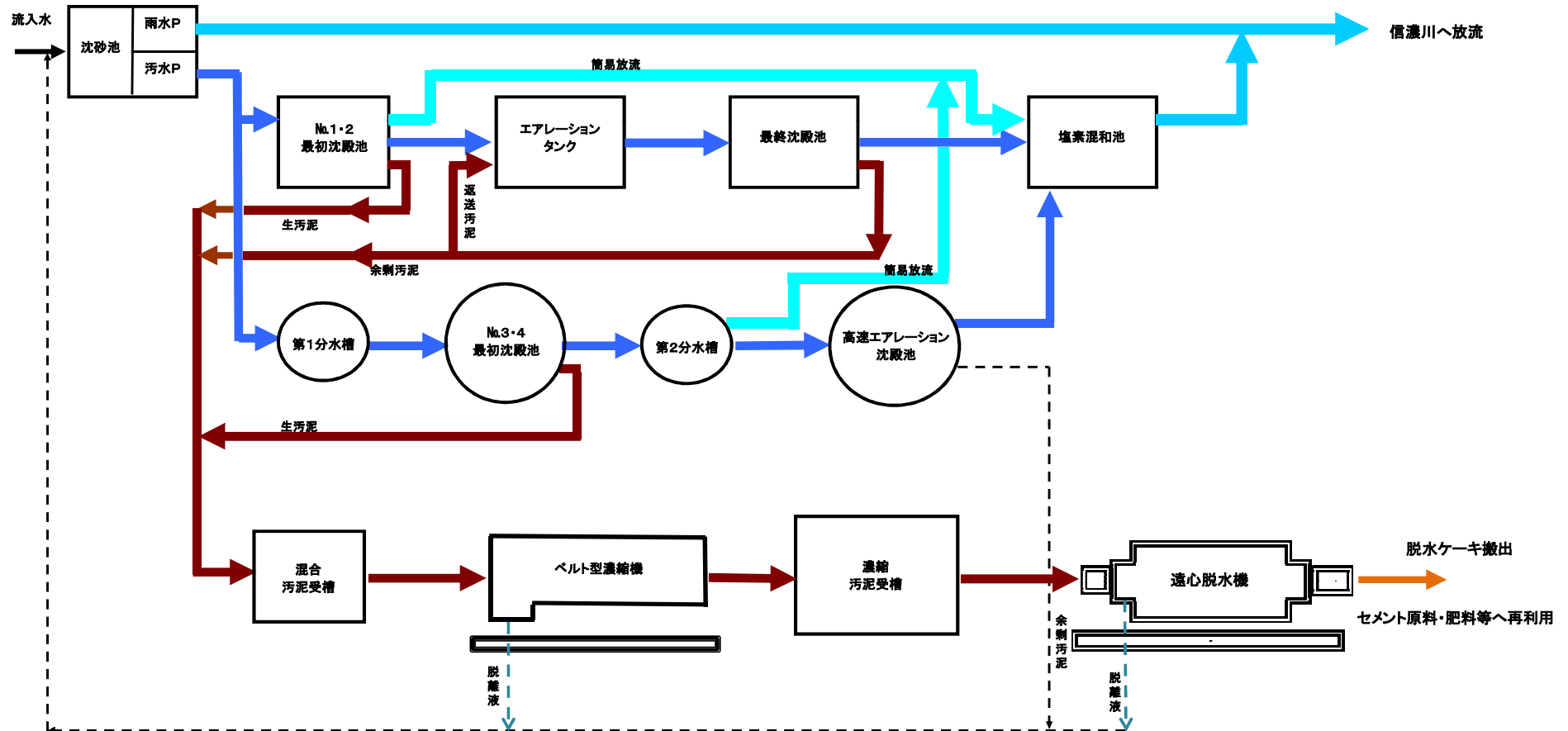
新潟交通株式会社
入船営業所



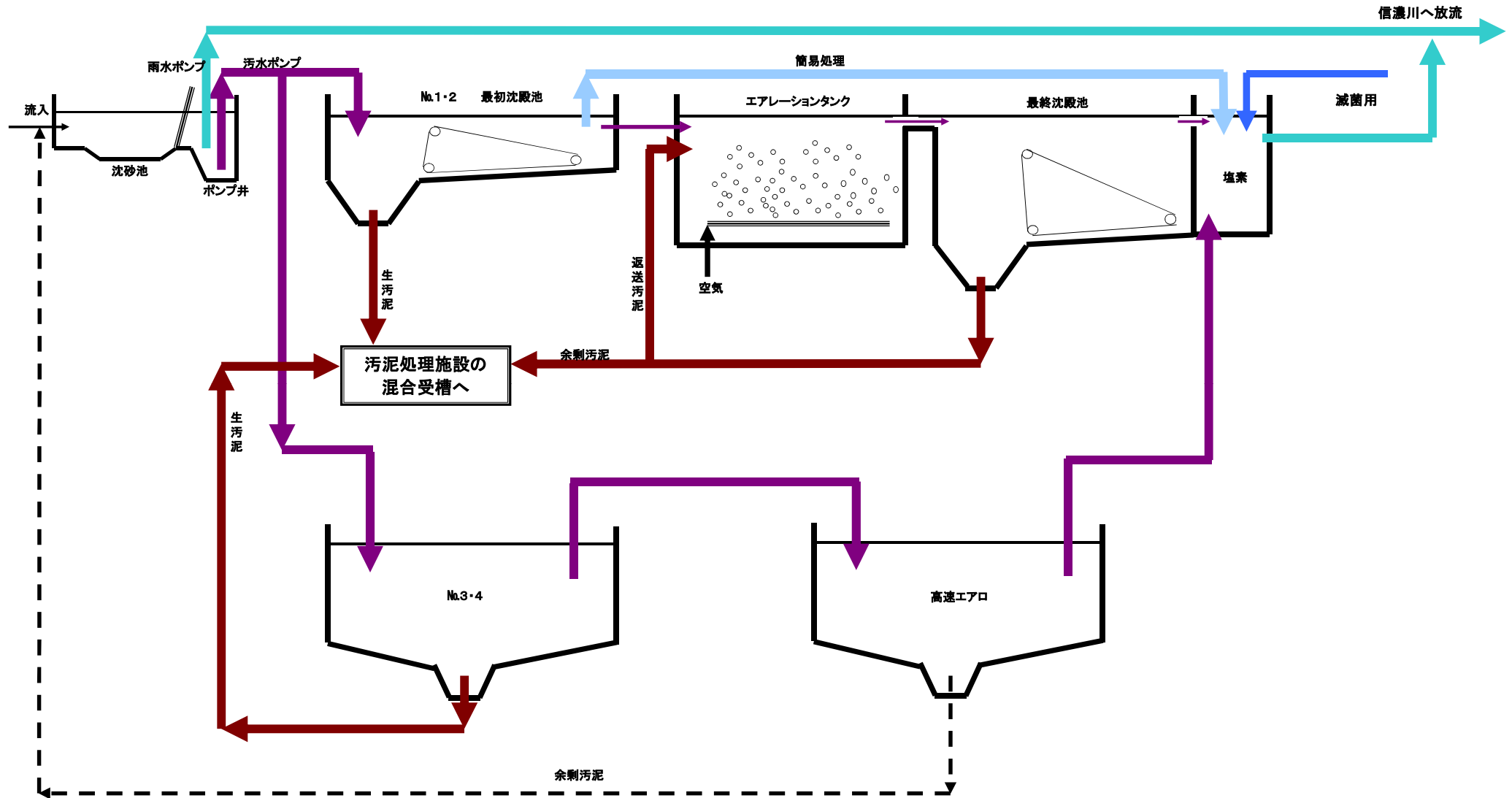
新潟港湾空港技術調査事務所
水理実験場

新 潟 市 公 共 下 水 道					
工 事 名		船底下水処理場			
図面名称		一般平面図			
縮 尺		1/300	調 査 年 月		平 成 年 月
課長	補 佐	保 全	設 計	図 面 番 号	
新潟市下水道部下水道管理センター施設管理課					

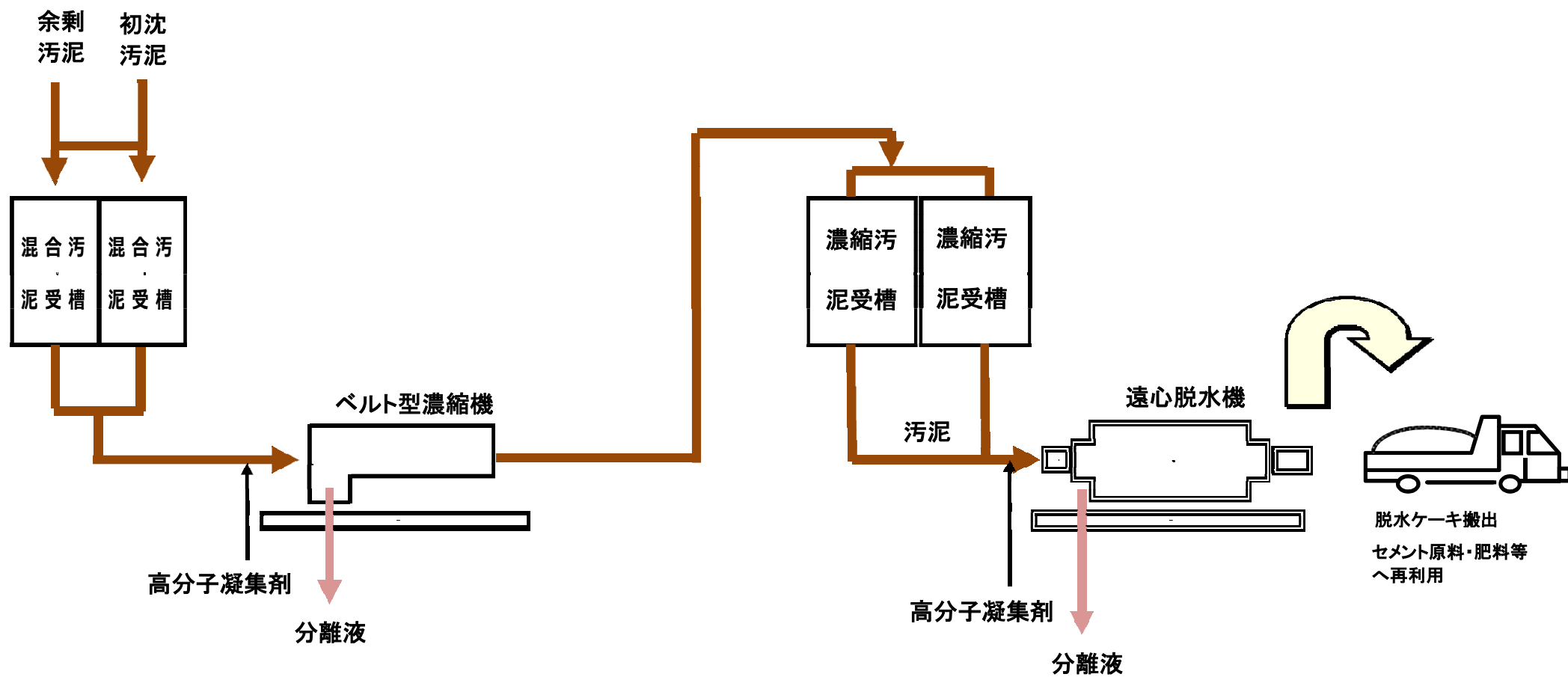
船見下水処理場全体フロー



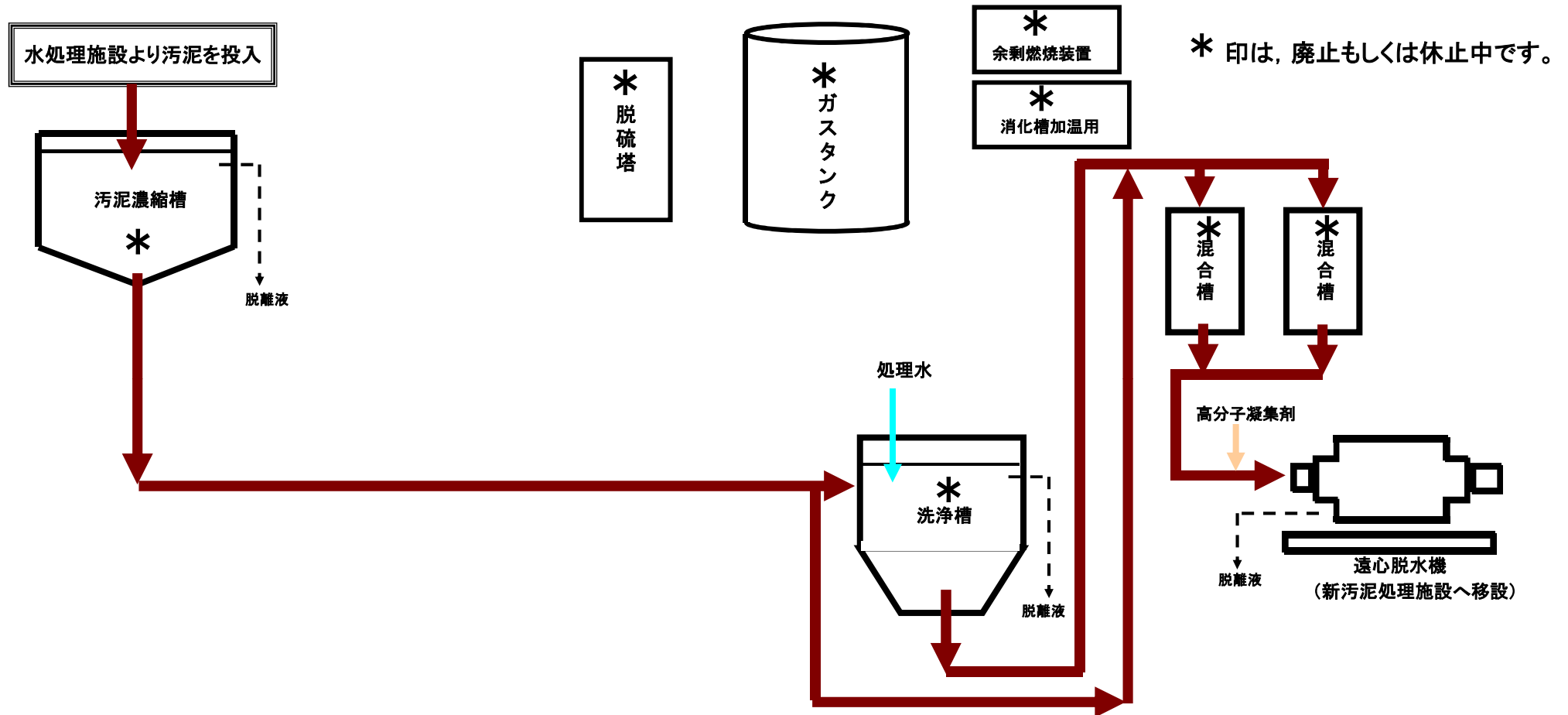
水 処 理 施 設 7 口 -



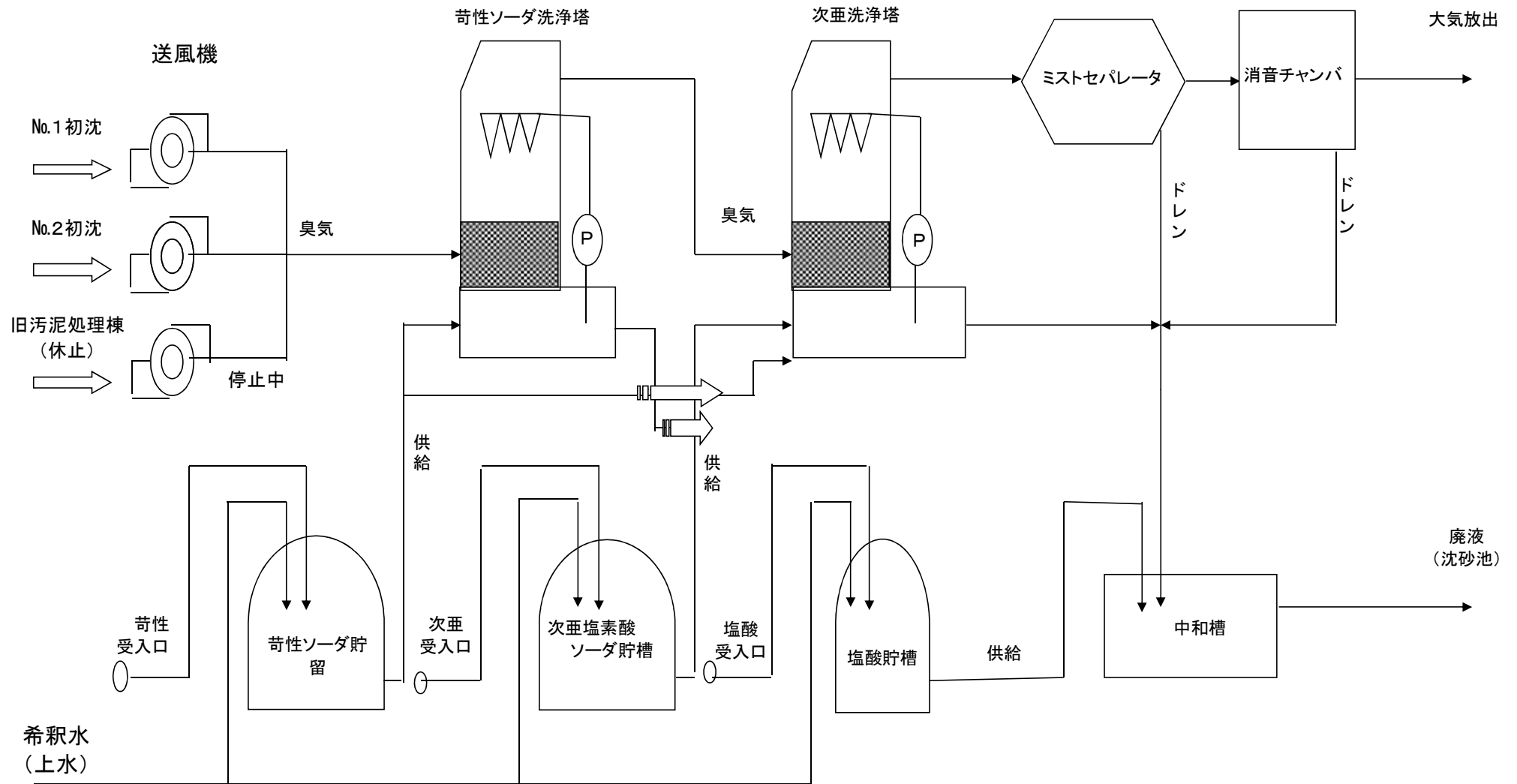
新 汚 泥 処 理 施 設 フ ロ ー



旧汚泥処理施設フロー（休止中）



脱臭設備運転フロー





財況不良處理場作業環境設備更新工事

AFFIRMED BY 2		CHECKED BY 2		JMS (AND) BY 2		TITLE 35	
前系		異源		中判4		非常用ガスタービン設備	
④		U11		S10		登録帳簿国	
MARSHALLS COMPANY						JMS No. 14	
株式会社 明恵堂						DMS No. 08	
						CAT80/B	
						W532(P12236)	

